

漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領

24 水港第 2064 号

平成 24 年 9 月 28 日

1. 目的

この要領は、漁港漁場関係工事共通仕様書に定めるゴム防舷材の耐久性を確認するための試験方法等について定めるものである。

2. 適用範囲

この要領は、漁港用に開発されたゴム防舷材（以下「漁港用ゴム防舷材」という）の耐久性を確認する場合に適用する。

なお、漁港用ゴム防舷材とは、漁港型防舷材および特殊型防舷材とし、コーナー保護型防舷材、防衝材兼用ゴム梯子、コーナー保護材、並びに潜り込み防止ゴムネットは除くものとする。

3. 耐久性の確認

漁港用ゴム防舷材の耐久性の確認は、「5. 試験方法」に定める「繰返し圧縮試験」を行った後の供試体について目視観察を行い、クラックや欠陥の発生が認められない場合に「耐久性を有する」と判定するものとする。

4. 供試体

試験に使用する供試体は次のとおりとする。

1) 供試体

メーカーがカタログに記載している形式・品名のものとする。

2) 供試体の寸法

メーカーがカタログに記載している製品で、形式・品名が同一のもののうち最小寸法以上のもの、かつ、供試体の L/H 比率も最小値以上のものとする。

3) 供試体の性能試験及び確認

① 「繰返し圧縮試験」の前に「性能試験」を行い、メーカーがカタログに記載した性能を満足する供試体を使用するものとする。なお、「性能試験」の方法はメーカーがカタログに性能表示した際の試験方法によるものとする。

② 「繰返し圧縮試験」を終了した後、24 時間以内に性能の低下状況を確認するものとし、方法はメーカーがカタログに性能表示した際の試験方法によるものとする。

5. 試験方法

試験は「繰返し圧縮試験」によるものとし、試験方法は次のとおりとする。

1) 試験装置

「繰返し圧縮試験」に使用する装置及びその他の器機は、圧縮回数、圧縮量（歪み量）、室内温度、および試験機の稼動状況（連続稼動の確認）について確認ができるものとする。

2) 供試体及び試験室の温度

「繰返し圧縮試験」の開始時の供試体温度は $23^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ とし、試験開始前及び試験中に供試体を人為的に冷やしてはならない。

試験室温度（供試体の表面から 3m 以内の空気温度）を試験開始から終了まで連続的に測定、記録するものとする。なお、連続測定ができない場合は 8 時間以内の間隔にて測定し記録するものとする。

3) 繰返し圧縮試験

①繰返し圧縮サイクル

150 秒を越えない間隔で、繰返し圧縮（圧縮を繰り返す）するものとする。

②圧縮量（ストローク）

メーカーが定める標準歪率まで圧縮するものとする。

③繰返し圧縮回数

連続して 3000 回以上繰返し圧縮するものとする。

④圧縮角度

圧縮角度は、90 度（直角）とする。

⑤データ記録

試験開始日時と終了日時、圧縮回数、および圧縮量（圧縮毎）を記録する。なお、圧縮量を毎回測定できない場合は、1 回目、100 回目、1,000 回目近傍、3,000 回目近傍における圧縮量を記録するものとする。

4) 試験の証明

試験は、認証機関等の立会を受け、試験結果の証明を受けなければならない。なお、4. 3) ②はこれを要しない。

7. 試験報告書

試験結果は、別紙様式の報告書に取りまとめるものとする。

8. 試験結果の公表

試験結果は、漁港漁場新技術研究会等のホームページで公表するとともに、関係者の求めに応じて報告書の写しを提供するものとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

漁港用ゴム防舷材耐久性試験報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

下記に示す漁港用ゴム防舷材の形式について、ゴム防舷材の耐久性に関する性能を確認するため、水産庁が定める「漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領」に基づき試験を実施した。

防舷材形式 : 〇〇型
メーカー名 : (株)〇〇
製造工場 : 〇〇工場 (〇〇県〇〇市)
試験場所 : 〇〇 (〇〇県〇〇市)
試験期間 : 〇年 月 日 ~ 年 月 日

(試験に使用した供試体)

形式 :
寸法 : H × L
吸収エネルギー : KN-m (KN-m 以上)
設計歪み量 : mm (%変位時)

【試験結果】

繰返し圧縮試験後の供試体にクラック等の発生は認められず、当該漁港用ゴム防舷材が所用の耐久性を有することについて確認した。

試験実施者 : (株)〇〇
試験責任者 : 〇〇部〇〇
認証機関 : 〇〇
認証機関責任者 : 〇〇

※添付資料 : 認証機関の証明書